



平成 31 年 2 月 12 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

全国青年税理士連盟

会長 前田 信哉

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-

代々木第 10 下田ビル 7 階

電話 03-3354-4162

平成 31 年度税制改正の大綱についての意見書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

当連盟は、平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された「平成 31 年度税制改正の大綱」（以下「大綱」という。）について検討したところ、納税者の権利擁護を図る税制の実現の観点から特に問題のある事項について次のとおり意見します。

1 消費税率の引上げを直ちに中止すべきである

大綱では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から対応を講ずるとしているが、消費税率の引上げ前の現在においても一部の取引で消費税の転嫁が適切に行われていない現実がある。もっとも、消費税相当額を含めた販売価格の設定は事業者の意思によるが、消費税率が引き上げられると、特に中小事業者においては経営に重大な影響を及ぼす危険性が高く、ひいては経済の発展に支障をきたす恐れがある。

そもそも消費税は、所得が少ない者ほど所得に占める消費の割合が高くなることにより生じるいわゆる逆進性の問題があることから、消費税率を引き上げると逆進性が増長されることとなる。

2 消費税の複数税率制度の導入を直ちに中止すべきである

消費税の複数税率制度は、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として導入するものとされているが、そもそも標準税率より軽課される品目が生活に不可欠な支出全般ではないことから、複数税率制度は低所得者への配慮として不十分である。

また、軽課される品目の選定にあたっては既得権益が発生し、国民の理解を得られないばかりでなく、飲食料品については購買形態によって税率が異なるなど、個人や事業者の経済活動における選択を歪めるのは明らかである。さらに、事業者に過大な事務負担を課すことになる上、いわゆるインボイス制度が導入された場合には、免税事業者が取引から排除される可能性がある。

3 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設すべきでない

大綱では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、平成 36 年度より、原則として国内に住所を有する個人に対して、国税として個人住民税と併せて年額 1,000 円を賦課するとしている。

しかし、既に多くの地方団体で課税自主権を行使し森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税を行っており、これに加えて国においても意義を同一とする課税を行うことは、納税者に二重に負担させることに他ならない。

また、国が、個人住民税の納付・徴収の仕組みを用いて賦課課税を行うということは、将来に渡って何ら合理的な理由のない名目で個人住民税の納付・徴収を濫用した賦課課税を認めることになりかねない。

(添付資料)

平成 30 年 10 月 19 日財務省接受（地第 3155 号）

「消費税率の引上げ及び複数税率制度導入の中止を求める緊急意見書」

以上